

制定 平成22年10月1日
改訂 平成25年2月7日
JAHIS規則6号

監査規則

(目的)

第1条 この規則は定款第16条に基づき、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（以下「本会」という）の会計及び業務が、法令、定款、会計処理規則に則り処理されていることを監査する業務について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は本会の監査業務のすべてに適用する。

(監査の原則)

第3条 本会の監査は、法令、定款及び本規則の定めによって行わなければならない。
2 具体的な監査業務については監査細則（JAHIS 規程 5003 号）に定める。

(監査担当者)

第4条 総務会長は、総務会委員の中から監査担当者を指名する。
任期は2年とするが再任を妨げない。

(監査担当者による監査)

第5条 監査担当者は、少なくとも3ヶ月間に1回本会の会計業務について監査をしなければならない。但し、疑義がある場合は、いつでも監査することができる。
2 会計業務監査において誤記が発見された場合には、速やかに修正させ、また、残高に差異が発見された場合には、速やかに原因を究明しなければならない。不正が発見された場合には、総務会に報告するとともに総務会長の指示をあおぐ。

(監事による監査)

第6条 定款第16条の定めによる監事は、本会資産の管理状況および本会の業務執行状況について少なくとも毎年1回監査を行う。但し、本会資産の管理状況または業務執行状況について疑義がある場合は、いつでも総務会長立会いのもとに監査することができる。
2 前項に基づく監査において誤記が発見された場合には修正させ、また、資産管理に問題が発見された場合には運営会議に原因究明を命じなければならない。不正が発見された場合には理事会に対して原因究明及び改善を求め、社員総会において報告しなければならない。

(公認会計士による監査)

第7条 本会が作成する収支決算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が委託する公認会計士の監査を受けなければならない。

附則（平成２２年 １０月１日）

- １ この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附則（平成２５年２月７日）

- １ この規則は、平成２５年２月７日から施行する。